

## 横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱

制 定 平成15年11月 1 日 福子地第72号（副市長決裁）

最近改正 令和 6 年 3 月 1 日 こ保運第1666号（局長決裁）

### （目的）

第 1 条 この要綱は、私立の幼稚園等の設置者に対して私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、幼稚園等の施設及び機能を広く市民等に開放して行う乳幼児やその養育者への子育て支援事業の活動の一層の充実を図り、もって養育者の育児にかかる心身の負担軽減及び子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

2 この事業に対する補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

#### （1）幼稚園

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定するもののうち、横浜市内に設置されている私立幼稚園をいう。

#### （2）幼稚園型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項に規定する認定を受けたもののうち、同条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項に規定する要件を満たし、横浜市内に設置されている私立認定こども園をいう。

### （補助事業者の範囲）

第 3 条 この要綱における補助事業者は、第 1 条第 1 項の目的を達成するために、第 4 条第 2 項に定める事業を実施する、前条に定める幼稚園又は幼稚園型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を設置する者とする。

2 補助事業者の選定方法については、こども青少年局長（以下「局長」という）が別に定める。

### （補助対象経費）

第 4 条 補助の対象となる経費は、別表第 1 に掲げる事業の組合せ（以下「常設メニュー」という。）又は別表第 2 に掲げる事業の組合せ（以下「非常設メニュー」という。）のうちいずれかの実施に必要な経費とする。ただし、国又は他の地方公共団体が行う同種の補助金の対象事業となるものは除く。

2 補助対象経費の補助対象期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、この要綱に基づき初めて補助を受ける場合は、こども青少年局長が別に定める。

3 補助対象経費とするための条件は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、天災地変など

その他補助金の交付の決定後に生じたやむを得ない事情ですべてを実施することが困難と市長が特に認める場合、又は施設改修等やむを得ない事情による事業休止を市長が認めた場合は、実施したものとみなす。

- (1) 常設メニューを実施する場合は、別表第1に掲げる事業の組合せのうち、通常期の園庭・園舎開放を週3日以上かつ1日あたり2時間以上実施するものとし、それ以外の事業の実施については選択できるものとする。
  - (2) 非常設メニューを実施する場合は、別表第2に掲げる事業の組合せのうちいずれかを選択し、各組合せのすべてを実施するものとする。
  - (3) 実施回数は、実施メニュー及び実施事業ごとに別表第1及び別表第2に掲げる基準を満たさなければならない。
- 4 補助対象経費とする費目は、報償費、賃金、消耗品費、役員費、光熱水費、委託費及び備品購入費とする。

#### (補助金額)

第5条 補助金額は、実施メニュー及び実施事業ごとに別表第1及び別表第2に掲げる額を上限額とし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨て、予算の範囲内で補助を行う。ただし、常設メニューを実施する場合は、園庭・園舎開放の補助金額の上限額から、当該事業に係る申請額を差し引いた金額を、その他の育児支援事業に上乗せして申請することができる。

- 2 第4条第1項に定める必要な経費のうち、光熱水費、委託費及び備品購入費については、補助対象経費全体の2分の1を超えてはならない。
- 3 年度の途中で新たに事業を開始又は廃止したときは、それぞれ実施月数に応じた月割りとし、算定した補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。なお、月の途中で新たに事業を開始又は廃止したときは、その月を補助の対象とする。

#### (補助金の交付申請)

第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付申請書(第1号様式)を用いなければならない。
- 3 補助金規則第5条第2項の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。
  - (1) 常設メニューを実施する場合
    - ア 補助金規則第5条第2項第1号に基づく書類 事業計画書(常設園)(第2-1号様式)
    - イ 補助金規則第5条第2項第3号に基づく書類 収支予算書(常設園)(第2-2号様式)
  - (2) 非常設メニューを実施する場合
    - ア 補助金規則第5条第2項第1号に基づく書類 事業計画書(非常設園)(第3-1号様式)
    - イ 補助金規則第5条第2項第3号に基づく書類 収支予算書(非常設園)(第3-2号様式)
- 4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

5 前4項の申請については、常設メニュー及び非常設メニューのいずれか一つを選択して申請するものとし、複数のメニューについて申請することはできないものとする。

#### (交付の条件)

第7条 補助金規則第7条第4項の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実施事業について、地域へ広く周知を図ること。
- (2) 実施事業への参加を入園の優遇条件としないこと。
- (3) 参加費及び利用料については、実費徴収分を除き無料とすること。
- (4) 2園以上の幼稚園等を設置する者にあつては、各園に対する補助金を相互に流用してはならない。
- (5) 補助事業者は、適正かつ計画的に補助対象事業を執行しなければならない。
- (6) 補助金は、第6条第3項に規定する事業計画書に記載した事業以外の事業に使用してはならない。ただし、補助目的を損なわないものと市長が認めた執行についてはこの限りでない。
- (7) 補助事業者は、前項の規定により表示した物品については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

#### (補助金の決定及び通知)

第8条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、補助金不交付決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付決定通知書(第5号様式)により行うものとする。

#### (申請の取下げ)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

#### (事業の変更・中止等)

第10条 補助金規則第7条の規定により、補助事業者が交付決定額にかかわる交付申請事項の変更等をしようとするときは、横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業交付決定変更申請書(第6-1号様式)及び添付書類を提出しなければならない。

2 前項の規定に基づく申請により、補助金交付決定の変更を行う必要があるときは、横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金変更交付決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

3 交付決定額にかかわらない事業内容の変更や、事業を中止しようとする場合には、事業変更・中止届出書(第6-2号様式)をすみやかに市長に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (実績報告)

第11条 補助金規則第14条第1項第1号の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類

は、実績報告書（第8号様式）を用いなければならない。

2 補助金規則第14条第1項第2号の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 常設メニューを実施する場合

ア 事業実績調書（常設園）（第9-1号様式）

イ 収支決算書（常設園）（第9-2号様式）

(2) 非常設メニューを実施する場合

ア 事業実績調書（非常設園）（第10-1号様式）

イ 収支決算書（非常設園）（第10-2号様式）

3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告への添付又は記載を省略させることができる書類は、補助金規則第14条第1項第3号に規定する書類とする。

#### （補助金額の確定通知）

第12条 報告書の内容を確認し、適正であると認めるときは、補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金額確定通知書（第11号様式）により行うものとする。

#### （補助金交付時期の例外）

第13条 補助事業者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合は、補助金規則第17条ただし書の規定により市長が補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができるものとする。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、概算払いとする。

3 概算払いにより補助金を受領した場合は、実績報告書（第8号様式）に必要事項を記載することにより、概算払金の精算を行うものとする。

#### （補助金の請求及び支払）

第14条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、補助金交付請求書（第12号様式）により行わなければならない。

#### （補助金交付決定の取消及び補助金の返還）

第15条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金の他の用途への使用をしたとき

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(4) 第4条第1項及び第2条に規定する事業及び回数の一部又は全部が実施されなかったとき

(5) 補助金規則及びこの要綱の規定に違反したとき

(6) その他法令、条例、補助金規則、又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による取消及び補助金の返還をさせる場合は、当該補助事業者に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

#### (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第13様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

#### (財産の処分の制限)

第17条 補助金規則第25条の規定により市長に定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業等により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成13年厚生労働省告示第239号)とする。

#### (関係書類の保存期間)

第18条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

#### (雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この事業に対する補助金の交付に関し必要な事項は局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年 9月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の横浜市私立幼稚園はまっこ広場事業補助金交付要綱により補助金の交付が決定された事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年2月12日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、平成31年度以降の補助事業について適用し、平成30年度までの補助事業については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上、使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、令和2年度以降の補助事業について適用し、令和元年度までの補助事業については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上、使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年2月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年2月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年9月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

ただし、第8条第2項の規定により既に交付決定を受けた幼稚園等については、令和5年度予算に係る補助金から適用とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

#### 別表第1

事業の組合せ（常設メニュー）	実施回数の基準	補助金額の上限額
(必須事業) 1 通常期の園庭・園舎開放（1日2時間以上）	週5日	500,000円
	週3日	300,000円
(選択事業) 2 長期休業中の園庭・園舎開放（1日2時間以上）	週3日	300,000円
(選択事業) 3 交流保育・育児講座等地域の親子を対象とした事業	年10回以上	200,000円

#### 別表第2

	事業の組合せ（非常設メニュー）	実施回数の基準	補助金額の上限額
1	園庭・園舎の開放（1日2時間以上）	週2回以上	150,000円
	交流保育・育児講座等地域の親子を対象とした事業	年3回以上	
2	園庭・園舎の開放（1日2時間以上）	週1回以上	150,000円
	交流保育・育児講座等地域の親子を対象とした事業	年6回以上	

※1又は2のいずれかの非常設メニューについて、組合せ全ての事業を実施すること。

（申請先）横浜市長

年 月 日

設置者(法人)所在地

設置者(法人)名

代表者職氏名

年度横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付申請書

横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱を遵守します。

1 実施園

(1) 園 名 \_\_\_\_\_

(2) 所在地 \_\_\_\_\_

(3) 園長氏名 \_\_\_\_\_

2 補助金交付申請額

¥ \_\_\_\_\_ .-

3 添付書類

(1) 横浜市私立幼稚園等はまっ子広場 事業計画書

(2) 横浜市私立幼稚園等はまっ子広場 収支予算書



横浜市私立幼稚園等はまっ子広場 事業計画書（常設園）

園名 \_\_\_\_\_

1 実施予定の内容（選択する事業について○をしてください）

事業の組合せ		実施回数の基準	選択
必須事業	通常期の園庭・園舎開放（1日2時間以上）	週5日	
		週3日	
選択事業	長期休業中の園庭・園舎開放（1日2時間以上）	週3日	
	交流保育・育児講座等地域の親子を対象とした事業	年10回以上	

2 園庭・園舎開放の曜日・時間 ※長期休業期は選択した場合のみ記入

		曜日・期間 (該当するものに☑をつけてください)	時間（1日2時間以上）
通常期		☐月☐火☐水☐木☐金☐土	: ~ :
		☐月☐火☐水☐木☐金☐土	: ~ :
長期（週休3日） 業期	春季休暇	月 日 ~ 月 日	: ~ :
		☐月☐火☐水☐木☐金☐土	
	夏季休暇	月 日 ~ 月 日	: ~ :
		☐月☐火☐水☐木☐金☐土	
	冬期休暇	月 日 ~ 月 日	: ~ :
		☐月☐火☐水☐木☐金☐土	

3 地域の親子を対象とした事業 ※選択した場合のみ記入（年10回以上）

事業名	対象年齢(歳)	実施回数	実施時期(月)
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			

4 地域への周知方法

横浜市私立幼稚園等はまっ子広場 収支予算書（常設園）

園名 \_\_\_\_\_

（歳入）

（単位：円）

項 目	金 額	積 算 等 内 訳 (選択する事業について○をしてください)		備 考
			選択	
横浜市私立幼稚園等 はまっ子広場事業補助金		①通常期の園庭・園舎開放	週 3 日	
			週 5 日	
		②長期休業中の園庭・園舎開放 (週3日以上)		
		③地域の親子を対象とした事業 (年間10回以上)		
合 計				

（歳出）

項 目	金 額	積 算 等 内 訳	備 考
合 計			

↑「歳入」の合計と「歳出」の合計は一致させてください。

横浜市私立幼稚園等はまっ子広場 事業計画書（非常設園）

園名 \_\_\_\_\_

1 実施予定の内容（選択する事業について○をしてください）

事業の組合せ		実施回数の基準	選択
メニュー1	通常期の園庭・園舎開放（1日2時間以上）	週2日以上	
	交流保育・育児講座等地域の親子を対象とした事業	年3回以上	
メニュー2	通常期の園庭・園舎開放（1日2時間以上）	週1日以上	
	交流保育・育児講座等地域の親子を対象とした事業	年6回以上	

2 園庭・園舎開放の曜日・時間

曜日 (該当するものに☑をつけてください)	時間（1日2時間以上）
☐月 ☐火 ☐水 ☐木 ☐金 ☐土	: ~ :
☐月 ☐火 ☐水 ☐木 ☐金 ☐土	: ~ :

3 地域の親子を対象とした事業

事業名	対象年齢(歳)	実施回数	実施時期(月)
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			

4 地域への周知方法

横浜市私立幼稚園等はまっ子広場 収支予算書 (非常設園)

園名 \_\_\_\_\_

(歳入)

(単位:円)

項 目	金 額	積 算 等 内 訳 (選択する事業について○をしてください)		備 考
			選択	
横浜市私立幼稚園等 はまっ子広場事業補助 金		メニュー1	園庭・園舎開放 (週2回以上) 地域の親子を対象とした事業 (年3回以上)	
		メニュー2	園庭・園舎開放 (週1回以上) 地域の親子を対象とした事業 (年6回以上)	
合 計				

(歳出)

項 目	金 額	積 算 等 内 訳	備 考
合 計			

↑「歳入」の合計と「歳出」の合計は一致させてください。

第 号  
年 月 日

様

横浜市 長

年度横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金 不交付決定通知書

先に申請のありました、横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金については、交付しないことを決定しましたので、通知します。

交付しない理由

第 号  
年 月 日

様

横浜市 長

年度横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金  
交 付 決 定 通 知 書

先に申請のありました横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金については、次の条件を付けて交付します。

1 実施園名

\_\_\_\_\_

2 事業内容

事業の組合せ			実施回数の基準	選択
常設園	必須事業	通常期の園庭・園舎開放（1日2時間以上）	週5日	
			週3日	
	選択事業	長期休業中の園庭・園舎開放（1日2時間以上）	週3日	
交流保育・育児講座等地域の親子を対象とした事業		年10回以上		
非常設園	メニュー1	通常期の園庭・園舎開放（1日2時間以上）	週2日以上	
		交流保育・育児講座等地域の親子を対象とした事業	年3回以上	
	メニュー2	通常期の園庭・園舎開放（1日2時間以上）	週1日以上	
		交流保育・育児講座等地域の親子を対象とした事業	年6回以上	

3 交付決定金額及び交付時期

¥ \_\_\_\_\_ .- （交付時期： 年 月 ）

4 交付条件

- (1) 事業を実施するにあたり、地域へ広く周知をしてください。
- (2) 事業への参加を、入園の優遇条件にすることはできません。
- (3) 利用者・参加者から、利用料・参加費の徴収はできません（実費徴収は除く）。
- (4) この補助金は、本事業実施のために使用してください。他の事業への流用や、他園で実施する本事業への流用はできません。
- (5) 横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱第15条第1項各号に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は交付した補助金の一部又は全部について返還を求めることがあります。
- (6) 事業が終わり次第、収支決算及び事業報告書を提出してください。
- (7) 剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (8) この補助金の使途について必要があると認めるときは、調査を行うことがあります。

(申請先)  
横浜市長

設置者(法人)所在地  
設置者(法人)名  
代表者職氏名

横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付決定変更申請書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定をされた標記事業について、次のとおり変更(中止・廃止)したいので、申請します。

1 実施園

(1) 園 名 \_\_\_\_\_

(2) 所在地 \_\_\_\_\_

2 交付決定変更申請額

¥ \_\_\_\_\_ .-

交付決定済額	円 (差額 円)		
変更理由			
変更内容 (※常設園のみ)	補助金額 (当初申請)	補助金額 (変更後)	備考
①通常期の園庭園舎開放	円	円	
②長期休業中の園庭園舎開放	円	円	
③地域の親子を対象とした事業	円	円	

3 添付書類

- (1) 横浜市私立幼稚園等はまっ子広場 事業計画書
- (2) 横浜市私立幼稚園等はまっ子広場 収支予算書

年 月 日

（申請先）横浜市長

設置者(法人)所在地  
設置者(法人)名  
代表者職氏名

横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業変更・中止届出書

標記について、横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、次の理由により届け出します。

1 実施園

(1) 園名 \_\_\_\_\_

(2) 所在地 \_\_\_\_\_

2 変更・中止年月日

\_\_\_\_\_年 月 日

3 変更の内容

変更する事項（該当するものに☑をつけてください）	
<input type="checkbox"/> 法人名	<input type="checkbox"/> 法人所在地
<input type="checkbox"/> 法人代表者職氏名	<input type="checkbox"/> 法人印
<input type="checkbox"/> 振込口座	<input type="checkbox"/> 実施園の所在地
<input type="checkbox"/> 事業内容	<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
変更前	変更後

4 中止の理由（中止の場合のみ記入）

※必要に応じて書類を添付してください。



第 号  
年 月 日

様

横浜市 長

年度横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金  
交付決定変更通知書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定をされた標記事業  
について、次のとおり変更したので、通知します。

1 実施園名

\_\_\_\_\_

2 変更交付金額

¥ \_\_\_\_\_ .-

(内訳) ※常設園のみ

	補助交付決定金額	備考
①通常期の園庭園舎開放		
②長期休業中の園庭園舎開放		
③地域の親子を対象とした事業		

3 交付条件

- (1) 事業を実施するにあたり、地域へ広く周知をしてください。
- (2) 事業への参加を、入園の優遇条件にすることはできません。
- (3) 利用者・参加者から、利用料・参加費の徴収はできません（実費徴収は除く）。
- (4) この補助金は、本事業実施のために使用してください。他の事業への流用や、他園で実施する本事業への流用はできません。
- (5) 横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱第15条第1項各号に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は交付した補助金の一部又は全部について返還を求めることがあります。
- (6) 事業が終わり次第、収支決算及び事業報告書を提出してください。
- (7) 剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (8) この補助金の使途について必要があると認めるときは、調査を行うことがあります。

（報告先）  
横 浜 市 長

年 月 日

設置者(法人)所在地

設置者(法人)名

代表者職氏名

年度横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金

実 績 報 告 書

年 月 日 第 号により交付決定を受けた横浜市私立幼稚園等は  
まっ子広場事業補助金に関する事業実績を、次のとおり報告します。

なお、これらの報告書類の記載内容に相違ありません。

実 施 園	園 名	
	所 在 地	
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
天災地変等による 休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
補助金 交付決定額	¥ _____ .-	
補助金 受領年月日	年 月 日	
補助金執行額	¥ _____ .-	
差 引 残 額	¥ _____ .-	

< 添付書類 >

- (1) 横浜市私立幼稚園等はまっ子広場 事業実績調書
- (2) 横浜市私立幼稚園等はまっ子広場 収支決算書

横浜市私立幼稚園等はまっ子広場 事業実績調書 (常設園)

園名 \_\_\_\_\_

1 園庭・園舎開放事業 (該当するものに☑をつけてください)

通常期の実施回数	<input type="checkbox"/> 週3日	<input type="checkbox"/> 週5日
長期休業中の実施	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
年間実施日数		日
天災地変等による年間休止日数		日
延べ利用者数 (A+B)		人
うち児童数 (A)		人
うち養育者数 (B)		人
延べ利用組数 (C)		組

※利用対象者は横浜市内の就学前児童とその保護者です。  
(在園児とその保護者は含まれません)

※長期休業中の園庭・園舎開放も含めて記入してください。  
(選択している場合のみ)

2 地域の親子を対象とした事業 (選択している場合のみ)

年間実施回数		回
天災地変等による年間休止回数		回
延べ利用者数 (A+B)		人
うち児童数 (A)		人
うち養育者数 (B)		人
延べ利用組数 (C)		組

※実施回数の基準は年10回以上

(実施内容)

※分類：①育児講座 ②交流保育 ③親子教室 ④子育て相談会 ⑤子育て講演会 ⑥音楽会 ⑦その他

事業名		※分類 (①~⑦)	
実施日		対象年齢	
実施内容 (内容・講師等)			
事業名		※分類 (①~⑦)	
実施日		対象年齢	
実施内容 (内容・講師等)			
事業名		※分類 (①~⑦)	
実施日		対象年齢	
実施内容 (内容・講師等)			

(裏面あり)

(事業実績調書裏面)

園名 \_\_\_\_\_

※分類：①育児講座 ②交流保育 ③親子教室 ④子育て相談会 ⑤子育て講演会 ⑥音楽会 ⑦その他

事業名		※分類 (①～⑦)	
実施日		対象年齢	
実施内容 (内容・講師等)			
事業名		※分類 (①～⑦)	
実施日		対象年齢	
実施内容 (内容・講師等)			
事業名		※分類 (①～⑦)	
実施日		対象年齢	
実施内容 (内容・講師等)			
事業名		※分類 (①～⑦)	
実施日		対象年齢	
実施内容 (内容・講師等)			

3 年間を通じての報告事項 (評価・問題点等)

--

4 添付資料

- (1) 年間の利用実績がわかる資料
- (2) 地域の親子を対象とした事業の内容がわかる資料 (写真、チラシ等)

横浜市私立幼稚園等はまっ子広場 収支決算書 (常設園)

園名 \_\_\_\_\_

(歳入)

(単位：円)

項 目	金 額	積 算 等 内 訳 (選択する事業について○をしてください)		備 考
			選択	
横浜市私立幼稚園等 はまっ子広場事業補助金		① 通常期の 園庭・園舎開放	週 3 日	
			週 5 日	
		② 長期休業中の園庭・園舎開放 (週3日以上)		
		③ 地域の親子を対象とした事業 (年間10回以上)		
合 計				

(歳出)

項 目	金 額	積 算 等 内 訳	備 考
合 計			

↑「歳入」の合計と「歳出」の合計は一致させてください。

横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業実績調書（非常設園）

園名 \_\_\_\_\_

（事業実績）

1 畵庭・園舎開放事業（該当するものに☑をつけてください）

実施回数の基準  週1回以上  週2回以上

実施月	実施日数	天災地変等による休止日数	利用組数	利用人数	実施月	実施日数	天災地変等による休止日数	利用組数	利用人数
4月					10月				
5月					11月				
6月					12月				
7月					1月				
8月					2月				
9月					3月				
計					日	日	組	人	

2 地域の親子を対象とした事業（該当するものに☑をつけてください）

実施回数の基準  年3回以上  年6回以上

(1) 交流保育 ※実施月に、回数及び児童数（ただし園児は含まない。）を記入してください。

実施月	実施回数	天災地変等による休止回数	児童数	実施月	実施回数	天災地変等による休止回数	児童数
4月				10月			
5月				11月			
6月				12月			
7月				1月			
8月				2月			
9月				3月			
計				回	回	人	

(2) 育児講座

※事業内容のわかる資料（写真、チラシ等）も併せて提供してください。

事業名				対象年齢			実施日		
実施内容 (内容、講師等)									
実施回数	計	回	利用組数	計	組	利用人数	計	人	
事業名				対象年齢			実施日		
実施内容 (内容、講師等)									
実施回数	計	回	利用組数	計	組	利用人数	計	人	
事業名				対象年齢			実施日		
実施内容 (内容、講師等)									
実施回数	計	回	利用組数	計	組	利用人数	計	人	
事業名				対象年齢			実施日		
実施内容 (内容、講師等)									
実施回数	計	回	利用組数	計	組	利用人数	計	人	

園名 \_\_\_\_\_

(歳入)

(単位：円)

項 目	金 額	積 算 等 内 訳 (選択する事業について○をしてください)		備 考
		メニュー1	メニュー2	
横浜市私立幼稚園等 はまっ子広場事業補助金		園庭・園舎開放 (週2回以上) 地域の親子を対象とした事業 (年3回以上)	選択	
		園庭・園舎開放 (週1回以上) 地域の親子を対象とした事業 (年6回以上)		
合 計				

(歳出)

項 目	金 額	積 算 等 内 訳	備 考
合 計			

↑「歳入」の合計と「歳出」の合計は一致させてください。

第 号  
年 月 日

様

横浜市 長

年度横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金  
補助金額確定通知書

年 月 日 第 号で交付決定通知をした横浜市私立幼稚園等  
はまっ子広場事業補助金については、次のとおり補助金額を確定しましたので通知しま  
す。

1 実施園名

\_\_\_\_\_

2 補助金確定額

¥ \_\_\_\_\_ .-

3 補助金交付決定額を修正し、確定する場合の理由



年 月 日

横 浜 市 長

設置者(法人)所在地 \_\_\_\_\_

設置者(法人)名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

園 名 \_\_\_\_\_

年度横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金  
補 助 金 請 求 書

年度横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金として、下記のとおり請求します。

1 請求金額

¥ \_\_\_\_\_ .-

2 振込先金融機関

銀行名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

本件振込については、上記名義人あて振込願います。

設置者(法人)名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

(留意事項) 請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

横浜市長

設置者（法人）所在地  
設置者（法人）名  
代表者職氏名  
園 名

横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金  
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度横浜市私立幼稚園等は  
まっ子広場事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次の  
とおり報告します。

1 横浜市から交付された補助金等の額の確定額

\_\_\_\_\_ 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
(補助金返還相当額)

\_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

- (1) 別紙 積算内訳報告書
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書 (写)
- (3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表 (写)